



一般社団法人 多文化社会専門職機構

## 「多文化社会実践研究フォーラム」報告

— 「多文化社会における専門職を問う」(第5回)に向けての「多文化社会を問う」(第3回)・「多文化社会における市民活動を問う」(第4回) 報告および論点整理 —

多文化社会専門職機構 (TaSSK) では、2018年から3年にわたり多文化社会実践研究フォーラムにおいて、「多文化社会における市民活動と専門職」を中期的テーマに据え、議論を深めています。2018年度はその第1回として「多文化社会を問う」をテーマに、人権、福祉、司法、教育、労働という分野で課題を議論しました。2020年度は第2回として、第1回の議論をうけて、多文化社会における市民活動について問い直しました。そして2021年度では、第1回・第2回目の議論を踏まえて、テーマを「多文化社会における専門職を問う」としました。第5回フォーラムの開催にあたり、過去2回のフォーラム分科会について各分科会のコーディネーターから報告します。

## 「教育」分科会

山西優二（早稲田大学）

### 1. 2018年度実践研究フォーラムで提示された「多文化社会における教育課題」

第1回の教育分科会「教育から多文化社会の課題を問う」は、秦さやかさん（公立小学校）・田村恭子さん（武蔵野市国際交流協会）を話題提供者とし、山西優二（早稲田大学）をコーディネーターとして、40名の参加者のもと協議を行いました。分科会のねらいは、社会の多文化化が進む中で広く広がった「文化交流・文化理解」「英語によるコミュニケーション」「外国人のための日本語支援」といった文化・言語を扱う教育のあり方（現状）を問い、共生・公正に向けた教育のあり方を探るために、特に地域にみる多層化する文化・言語の問題と個々の人間にみる多層化する文化的言語的アイデンティティの問題に焦点をあて、そこからみえる教育の課題を浮びあがらせることにありました。

秦さんによる話題提供からは、「日本人」といった枠を超えた個々の人間にみる多層化することば・文化のあり様と教育のあり様、さらには教室での文化理解から文化づくりへの思いが浮びあがり、田村さんによる話題提供からは、「日本語を教えない」中で相手を見つめ学び合う人間関係が作り出される日本語教室の地域実践のあり方とそのことが「世界の平和を創る」ことにつながるという思いが浮びあがりました。

参加者からも多くの意見が出されましたが、特に、「文化・ことばにみる人間の内にみる多様性と外にみる多様性」の関連とは、「日本語を教えない」ことの意味・方法とは、全体会Ⅰのパネラーであった山田泉さんから提示された「同じ土俵に立つための戦略的同化」とは、といった点への協議の場になりました。

教育の課題として整理すると、①人間と内外にみる多様なことば・文化の関連を問う教育のあり方、②「教えること」「教えないこと」と「学ぶこと」の関連を問う教育のあり方、③ことば・文化にみる「同化性」と「創造性」の関連を問う教育のあり方、という3つの基本的で本質的な課題が浮かびあがったように思います。

### 2. 2020年度実践研究フォーラムで提示された「多文化社会における教育課題」と「教育課題の探究に向けての多文化社会における市民活動」

第2回の教育分科会は、田中宝紀さん（青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者）を話題提供者とし、山西優二（早稲田大学）をコーディネーターとして協議を行いました。

前回からの継続テーマであった「多文化社会における教育課題」に関しては、「共生社会のイメージの共有がなされていない！」「本当に私達が目指したい共生社会をみんなで長期的な視野をもって描いていくが大切」と田中さんから問題提起があり、上記の①～③に加え、④「未来イメージの共有・未来想像性」が、4番目の教育課題として加わりました。また共

生社会に向けては、マイノリティに向けた教育だけではなく、ホスト側に向けた教育を問うことの重要性も再確認されました。

そして市民活動のあり方に関しては、社会活動を「公」「共」「私」という関連する3領域で捉えるなら、「公」といえる国や自治体の動きが大きく問われている中で、市民活動の特質は「共」「共づくり」にあると考えられること、そして教育課題を掘り下げていくために、「公」「私」との関連の中で「共」をどう位置づけていくのかについて議論し、その成果を来年度の「専門職論」につなげることが、全体会を踏まえての分科会の協議課題であることを確認しました。

田中さんからは、市民活動の多くが教育という枠、教え・教えられるという枠に偏り、幅広い選択肢のある市民活動になっていないことが指摘されました。そして「分野・領域を横断する／枠組みを壊す／(学習者を)手放す」ための市民活動というポイントが示されました。協議を通して、公的な領域・枠組みへの偏りを変え、市民が「共」を通して多様性をつくり出し、当たり前が多文化の中にいる誰でもが参加できる社会基盤を構築していくことの重要性が確認されました。

さらには市民性という視点から教育課題を問うと、たとえばユネスコはポスト ESD などを包含する文脈の中で「グローバル市民教育(Global Citizenship Education GCED)」(2012～)に力点を置き、その目標として、「認知」「社会的情動」「行為・行動」という3つの dimension を示し、ホリスティックで、批判的で、価値志向性のある教育を示していることを考えると、教育課題の5番目として「認知/社会的情動/行為・行動の関連」を加え、このような市民教育のあり方を市民活動から捉えていくことの重要性も指摘されました。

最後に、多文化社会における教育課題そして市民活動のあり方を描くうえで、時間軸(過去・現在・未来)と空間軸(公・共・私、多様な領域・団体)という二つの軸をダイナミックに関連させることの重要性を確認して協議を終えました。

## 「福祉」分科会

新居みどり(国際活動市民中心)

### 1. 2018年度実践研究フォーラムで提示された「多文化社会における福祉課題」

福祉分科会においては、多ヶ谷實さん(埼玉県社会福祉士会多文化共生ソーシャルワーク研究会)と野田有紀さん(社会福祉士・あーすぷらざ神奈川県外国籍相談)にご登壇いただき、多文化ソーシャルワークの重要性と外国人相談の現場からみる地域福祉の課題について報告いただき、会場参加者と議論をしました。

多ヶ谷さんからは、埼玉県社会福祉士会が行っている「転居支援と地域生活支援」の仕組

みの説明がありました。そこで強調されたのは、人の生活の基盤に「住居」があり、住居支援から生活全般の支援につながっていくこと、外国人においても同様に、多文化ソーシャルワークにおける住居支援の重要性が話されました。

また、野田さんからは、精神保健医療分野の現場との意見交換から、外国人対応は「正直困る」という意見があったことを受け、その課題についての考察がありました。その背景に、外国人対応の場合、本来ならば地域福祉の現場で対応することが、言葉と情報不足によって、外国人相談窓口にあつまってくる。また、地域の現場においては、多言語・多文化の住民対応が不慣れであることがあげられました。一方で、外国人相談窓口で地域ソーシャルワーク的な対応をすることの限界があげられました。

地域福祉の実現には、一部の福祉や外国人支援関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民、保健・医療、住宅、商工業などにたずさわるさまざまな専門家、団体、多くの人々の協力が必要であり、福祉や多文化分野の枠を超えたつながりを形にする「システムづくり」が求められているという議論になりました。

## 2. 2020年度実践研究フォーラムで提示された「市民活動と福祉」

2回目の福祉分科会では、天谷都紀子さん（埼玉県狭山市社会福祉協議会）にご登壇をお願いし、狭山市社協での市民との実践活動について話していただきました。特に「住民支えあい勉強会」という取り組みについて、その場の仕組みや意味、そして、社協職員の事業に取り組む姿勢について報告がなされました。そこでは、地域住民が自分たちの地域をもう一度見つめてみて、地域の資源や強み、課題をみんなで考えながら、理想とする地域を議論しつつ、行政にお願いすることと、自分たちができることなどを分析する「地域アセスメント」がなされていることが、具体的なエピソードを交えて話されました。

天谷さんから、この会の一番の強みは、行政や社協から言われてやっているのではなく、やるのも止めるのも含め住民がきめていること、そして、住民がこの勉強会に本気で取り組んでいるならば、社協職員は、住民以上に本気を見せよう、120%の力で付き合っていこうということしていることが話されました。この本気と本気のぶつかり合いが、市民活動に向きあう専門職として重要であることが示されました。

地域福祉の中で「公」「共」「私」、特に「共」と専門職について考えるとき、市民の協働による「共」を創造するには、専門職が知識や技術だけではなく、いかに熱量をもって本気を出すのか、その思いのようなものも重要であるのではないかと考えます。

## 「人権」分科会

中村亮（弁護士）

### 1. 2018 年度実践研究フォーラムで取り上げた課題

人権に関する分科会では大村入国管理センターでの被収容者の処遇の問題で藤井博文弁護士、司法に関する分科会では外国籍者が裁判所における調停委員の職務から排除される問題で殷 勇基弁護士を迎えて、議論を展開しました。一見すると全く違う場面を取り上げているように見えるが、いずれの場面も日本国籍がないことを理由に、日本社会に参画することを公権力から拒否されている点で共通します。

すなわち、入国管理センターの被収容者の処遇は、在留資格がないことで国家から日本社会で生活することを否定された外国人、調停委員に任命されない外国人については日本社会を支える制度を運用する側に外国人が関わることを国家から拒否されているという見方ができます。

司法の分科会の話者提供者の殷さんは自身も調停委員への採用を拒否された経験を持ちます。殷さんは韓国籍であるが日本で生まれ育ち、日本語しか話せないうえ、弁護士という紛争解決に関する専門職の資格を持つにも拘わらず調停委員への採用を拒否されたのは、日本という国家が国籍を持つ者以外が国家の運営に関わってはいけないという民族主義的な発想が背景にあると述べました。入国管理局での被収容者の処遇も、日本国籍を持たない人はいつかは母国へ帰国するから、在留資格がなくなった段階で日本に残ろうとするのであれば長期収容の不利益を受けても構わないとの思想が根幹にあり、国籍（日本民族）を優先する価値観が前面に出ています。

日本の国家権力の側が持つこのような価値観をどのように解消していくかが、課題として浮彫になりました。人権の分科会では、被収容者の支援者との入管側の対話により、収容施設内で定期的に礼拝を開催できるようになった事例が紹介され、市民活動の領域から国家へ働きかけることで、公権力の多文化の促進につながるのではないかという視点が示されました。一方、司法の分科会では、調停委員という紛争解決の制度を運用する側に外国籍者が参画する点で、外国人を迎え入れることから、さらに、日本社会を支える側に関わってもらう多文化化がより進んだ状態を目指すものです。現状では国家の側には、外国籍者が日本の制度を運用して社会を支える役割を担ってもらう意識が全くなく、調停委員をはじめ多くの公職で外国籍者の採用が排除されている現状を改善する方向性が見いだせていません。司法の分科会で紹介された移民統合政策指数は比較対象の 38 カ国で 35 位（2020 年）であり、諸外国に比べ、多文化の受け入れについて閉鎖的であることを自覚せざるを得なくなっています。

### 2. 2020 年度実践研究フォーラムで取り上げた市民活動の視点

2 回目の分科会では、司法と人権が統合され、人権の分科会として開催されました。この年度のフォーラム全体のテーマが「市民活動を問う」であり、司法という国家の制度運用に関わる分野を市民活動の視点から取り上げることが困難であり、統合した形となりました。

この分科会では NPO 法人北関東医療相談会事務局長の長澤正隆さんを話題提供者に迎え、在留資格がない外国人の医療を受ける権利を市民社会の側でどのように支えていくかを話していただきました。在留資格がないと健康保険に加入できないため、仮放免の外国人は病院で受診することがままならず、北関東医療相談会では定期的に無料健康診断を実施しています。そして、手術等の高度な治療が必要な場合は、寄付金を原資に医療費を支援し確保できる予算の範囲内で対応してくれる病院を探して治療に繋げています。また、通訳者、ソーシャルワーカー、弁護士も同席し、生活全般での可能な限りの支援ができる体制となっています。医療相談会の告知は、教会など 外国人のコミュニティがある所への広報、SNS での告知、チラシの多言語化翻訳・通訳者を通じてニーズがある人へつなげる工夫をし、一方でテレビやラジオにも出演して、活動を初めて 24 年間で、少しずつ仮放免者の実態を自治体、医療関係者等に知ってもらえるようになりました。

北関東医療相談会の活動を支えるボランティアのうち医療関係者が 271 人に及び、地域の医療機関と連携した医療相談会を開催するに至っています。在留格のない外国人という公的枠組みから外れた人たちに光を当てる地域を巻き込んだ市民活動の実践例と言えます。

## 「医療」分科会

阿部裕（四谷ゆいクリニック）

### 医療から多文化社会における市民活動を問う—相談センターの現場から考える

上記テーマで、村田陽次氏（東京都 生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 課長代理（活動支援国際担当）に「コロナ禍における「相談通訳者」の役割」、宮城京子氏（AMDA/相談通訳者）に「コロナ禍における「医療通訳」—主に相談員として」を話していただき、コーディネーターとして阿部裕（四谷ゆいクリニック）が務めた。

2018 年度は「医療分科会」はなく、2020 年度に初めて分科会となった。今年度は新型コロナウイルス感染症が医療分野で大きな問題となったため、議論は、コロナ禍における相談通訳者の役割の話が中心となった。村田氏は、2020 年 4 月 17 日に立ち上げられた、東京都外国人新型コロナ生活相談センター（TOCOS）については話された。相談内容は、感染そのものに対する不安、それに加えて、外出に関する制限、社会経済の不安定化、さらに内訳を見ると、雇用就労の話、子供たちの一斉休校、学習に関する不安、地域の居場所作り、在留資格に関すること、生活する中での差別・偏見、言語の壁、情報入手困難などの課題が寄せ

られた。電話では情報提供相談対応で終わるものもあったが、多くの場合、相談は複合的な課題を有しており、さまざまな専門窓口、専門機関に、繋ぐというところが大きな機能となっていた。

コロナの関係から保健所はもちろん、雇用関係で労働相談情報センター、あるいは滞留資格の関係で在留管理庁、その他、区市町や地域の社会福祉協議会に繋ぐこともあった。引き継ぎ先が言語対応できない場合は、言語面の三者間サポートの通訳による対応もあった。また、調整するコーディネーターと直接電話対応の相談員は、遠隔で共有するクラウドサービスを使ってネットワークによって結ばれる形で、運営した。言語は、英語、中国語、ネパール語、ベトナム語、タガログ語が上位を占めた。あくまでも原則は相談を受け、それを必要な場所に繋げる役割である。

それに対して、医療通訳に近い相談通訳は、実際に繋がれた、保健所、クリニック、救急隊等のやりとりになる。コロナ禍のような、何が起きているのなかなか実情がわからない危機的状況において、どこから情報を得たかというアンケートでは、外国人は、英語ニュースサイト、Facebook、最後にサイトであった。日本人では、テレビ、インターネット、新聞の順であった。相談で最もキーとなるのは、外国人相談者がどこから情報を得ているのかと、外国人相談者の社会や文化背景をどの程度知っているかによる。外国人の相談者について、同じ国に居住しているからといって、同じ情報を共有しているわけではない。各人は背景に、その国の文化や慣習、異なった情報を持っていると考えられるので、通訳者は訴える問題のこころの文化・社会的背景まで考慮して、相手の立場に立って通訳することが求められる。しかし、場合によっては、相手が何を主張しようとも、日本には日本のルールがあり、できるできことと、できないことをきちんと説明するべきであろう。

コロナに関する相談現場の視点に立ち、医療から多文化社会における市民活動を問うということになると、「個」という悩みを、医療という「公」に結びつける役割としての通訳は、「共」に大きな立ち位置があるのではないかと考える。医療分野における「共」はほぼ「地域」と同義に近く、地域における活動、すなわち彼らの活動は市民活動と言っているのではないかと考えられる。

## 「労働」分科会

松岡真理恵（浜松国際交流協会）

### フォーラムで提示された「多文化社会における労働課題」

1 回目の労働分科会「労働から多文化社会の課題を問う」は、話題提供者に能勢桂介さん（立命館大学生存学研究センター）を迎えて議論を深めました。能勢さんの問題提起は、日本社会の中で移民の社会統合を支援している専門職と言われる民間の非営利団体（NPO や国

際交流協会)の職員自身(多くの場合女性)が低賃金の不安定就労であり、その問題の根は移民の社会統合が進まないことと同じだが、職員が自らの低賃金・不安定就労を仕方なく我慢してでも受容してしまうことにより、その問題を生み出す社会構造に目を向けないことになり、結果として移民の問題も個人や地域のことで問題が矮小化してしまっているのではないか、というものでした。そこから抜け出すためには、専門職が国家レベルの移民政策や社会保障政策にも目を向け、政治的にも働きかけていくことが重要である、ということでした。ここに、多文化社会における専門職のあり方のヒントがあると思えるものでした。一方、専門職として資格化するなどして認知を高めることが高賃金や安定就労につながるか、ということについては、例えば地方自治体においては職員の非正規化が進んでおり、資格のある専門職であったとしても医師や弁護士といった高度で排他的な専門職(その資格がなければ仕事ができないというもの)でなければ高い賃金で安定した仕事としては成り立たないということも明らかにされました。資格化に安易な期待を持つことはできないことも分かりました。

第2回目の2020年度は、鳥井一平さん(移住労働者と連帯する会)を話題提供者に迎え、特に技能実習生制度を中心に外国人労働者の抱える問題について語っていただきました。その上で、外国人労働者の抱える問題解決のために、労働分野については労働組合を通じた取り組みがカギとなるのではないかと提言がなされました。労働組合法に基づいて団体交渉をすれば、労働者を雇用している使用者には対応する法的な義務が生じる、そこが市民活動にはない力だということが強調されました。一方、外国人労働者の問題は労働者としてのみではなく、生活全般に関わることであり、市民活動の関わりが欠かせないのも事実です。また、労働組合も本来は市民活動の一環として外国人であっても日本人であっても全ての人を「労働者」という面で自分事としてつなげ、市民として団結して問題解決にあたるという取り組みです。外国人の抱える課題を社会に生きる全ての人々が自分事として捉え、協働して社会を変えていこうとする流れをつくっていくために、専門職として労働組合とどのように連携していくのか、ということをも改めて考えなければいけないと思いました。

過去2回の労働分野に関する議論を経て、明らかになったことは何でしょうか。労働という分野は、「公」「共」「私」でいうと「私」の側面が強い分野ですが、その人の労働のあり方は社会構造の中に位置づけられており、そこを意識して社会構造に働きかけなければ改善されない、ということではないでしょうか。それができる専門職であるためには、自らの働き方や社会の中での位置づけを「私」、つまり個人的な問題としてではなく、「共」、つまり市民として「公」にどのように利用されているのか、位置づけられているのかという問題として意識的に捉え、協働して取り組むことがどれだけできるのか、ということにかかっているのではないのでしょうか。

## 「多文化社会実践研究フォーラム」報告

— 「多文化社会における専門職を問う」(第5回) に向けての「多文化社会を問う」(第3回)・「多文化社会における市民活動を問う」(第4回) 報告および論点整理 —

発行日 2021年11月25日

発行 一般社団法人 多文化社会専門職機構